

## 第1編 総論

### 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

北九州市（北九州市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づき、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、北九州市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

#### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

##### （1）市の責務

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び福岡県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

##### （2）市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

##### （3）市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等、国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

#### 2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 対応事例編
- 資料編

### 3 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、北九州市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、あらかじめ福岡県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告した後に、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び市民防災会等の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、

指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

ア 市は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県等と相互に連携協力し、その内容に応じ国、県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

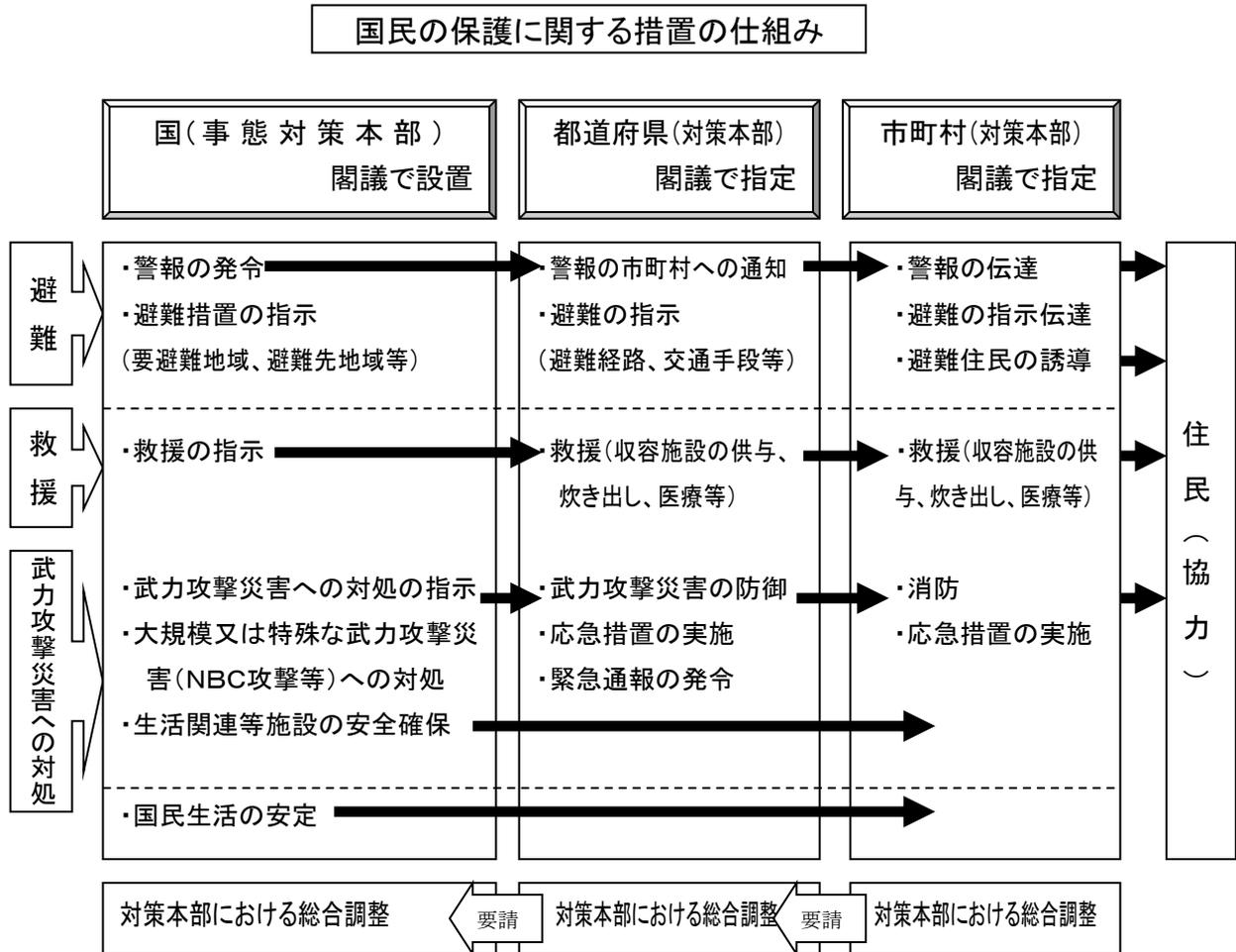
イ 市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、避難住民又は緊急物資の運送を求める場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮する。

ウ 市は、医師、看護師その他の国民保護法施行令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

エ 市は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に対して当該協力を的確かつ安全に実施するため、必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。



国民保護措置について、県、市、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【資料編：関係機関の連絡窓口】

第1 北九州市

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の設置、運営

- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防（消火、救急、救助等）、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 第2 福岡県

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の通知
- 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 10 交通規制の実施
- 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

## 第3 指定地方行政機関

- 1 九州管区警察局
  - (1) 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
  - (2) 他管区警察局との連携
  - (3) 管内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
  - (4) 警察通信の確保及び統制
- 2 九州防衛局
  - (1) 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

(2) 米軍施設内通行等に関する連絡調整

3 九州総合通信局

- (1) 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整
- (2) 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること
- (3) 非常事態における重要通信の確保
- (4) 非常通信協議会の指導育成

4 福岡財務支局

- (1) 地方公共団体に対する災害融資
- (2) 金融機関に対する緊急措置の指示
- (3) 普通財産の無償貸付
- (4) 被災施設の復旧事業費の査定の立会

5 門司税関

輸入物資の通関手続

6 福岡労働局

被災者の雇用対策

7 九州農政局

- (1) 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保
- (2) 農業関連施設の応急復旧

8 九州森林管理局

武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給

9 九州経済産業局

- (1) 救援物資の円滑な供給の確保
- (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 被災中小企業の振興

10 九州産業保安監督部

- (1) 鉱山における災害時の応急対策
- (2) 危険物の保全

11 九州地方整備局

- (1) 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧

- (2) 港湾施設の使用に関する連絡調整
- (3) 港湾施設の応急復旧

## 12 九州運輸局

- (1) 運送事業者への連絡調整
- (2) 運送施設及び車両の安全保安

## 13 大阪航空局福岡空港事務所

- (1) 飛行場使用に関する連絡調整
- (2) 航空機の航行の安全確保

## 14 航空交通管制部

航空機の安全確保に係る管制上の措置

## 15 福岡管区気象台

気象状況の把握及び情報の提供

## 16 第七管区海上保安本部

- (1) 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
- (2) 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
- (3) 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等
- (4) 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
- (5) 海上における消火活動及び被災者の救急、救助活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

**第4 指定公共機関及び指定地方公共機関**

## 1 災害研究機関

武力攻撃災害に関する指導、助言等

## 2 放送事業者

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

## 3 運送事業者

- (1) 避難住民の運送及び緊急物資の運送
- (2) 旅客及び貨物の運送の確保

- 4 電気通信事業者
  - (1) 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
  - (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
  
- 5 電気事業者  
電気の安定的な供給
  
- 6 ガス事業者  
ガスの安定的な供給
  
- 7 水道事業者、水道用水供給事業者、工業用水道事業者  
水の安定的な供給
  
- 8 日本郵便株式会社  
郵便の確保
  
- 9 病院その他の医療機関  
医療の確保
  
- 10 河川管理施設、道路、港湾、空港の管理者  
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
  
- 11 日本赤十字社
  - (1) 救援への協力
  - (2) 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
  
- 12 日本銀行
  - (1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節
  - (2) 銀行その他の金融機関の間で行われる、資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 第4章 北九州市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

### 1 位置及び地形

本市は九州の最北端に位置し、関門海峡をはさんで山口県下関市と向かい合っている。市域は北緯33度43分～34度01分、東経130度40分～131度02分の間で、東西33.8km、南北33.4km、広さは492.50km<sup>2</sup>である。(令和5年10月1日現在)

市の東部は周防灘、北部は関門海峡と響灘に面し、深く入りくんだ洞海湾をかかえ、響灘には、馬島、藍島の離島を有している。西部は遠賀川周辺の農村地帯に、南部は筑豊、京築の田園地帯に連なっている。

市域の大部分は、東南部の企救山塊と中央部から南へのびる福智山塊によって占められており、これらの山系は、900.5mの福智山を最高峰とする比較的低い山の連続であり、これを源とする河川は中小河川で、響灘と周防灘に流入している。また、福岡県を代表する大河川である遠賀川が本市西部の境界付近を流下している。

平地部分の小倉北区、小倉南区の紫川流域、小倉南区の日豊本線沿線、八幡西区の奥洞海湾周辺及び臨海部に展開している。

市街地は北部の臨海工業地帯と背後の山群にはさまれて、東西に細長く発展してきたが、近年モータリゼーションとマイホーム指向により、小倉及び黒崎から南部に向けてπ型に膨張しているほか、区画整理等の進展に伴い、八幡西区本城から若松区西部にかけて形成されている。



## 2 人口分布

本市の人口は、昭和54年をピークに減少に転じており、令和6年4月1日現在の推計人口は、909,579人であり、世帯数は437,816世帯となっている。区別の人口は、八幡西区の243,017人(構成比26.72%)が最も多く、小倉南区203,519人(同22.38%)、小倉北区179,005人(同19.68%)と続き、以下、門司区88,926人(同9.78%)、若松区77,854人(同8.56%)、八幡東区62,083人(同6.83%)、戸畑区55,175人(同6.07%)の順になっている。

(注) 構成比は小数第三位を四捨五入しているため、合計しても100とならない場合がある。

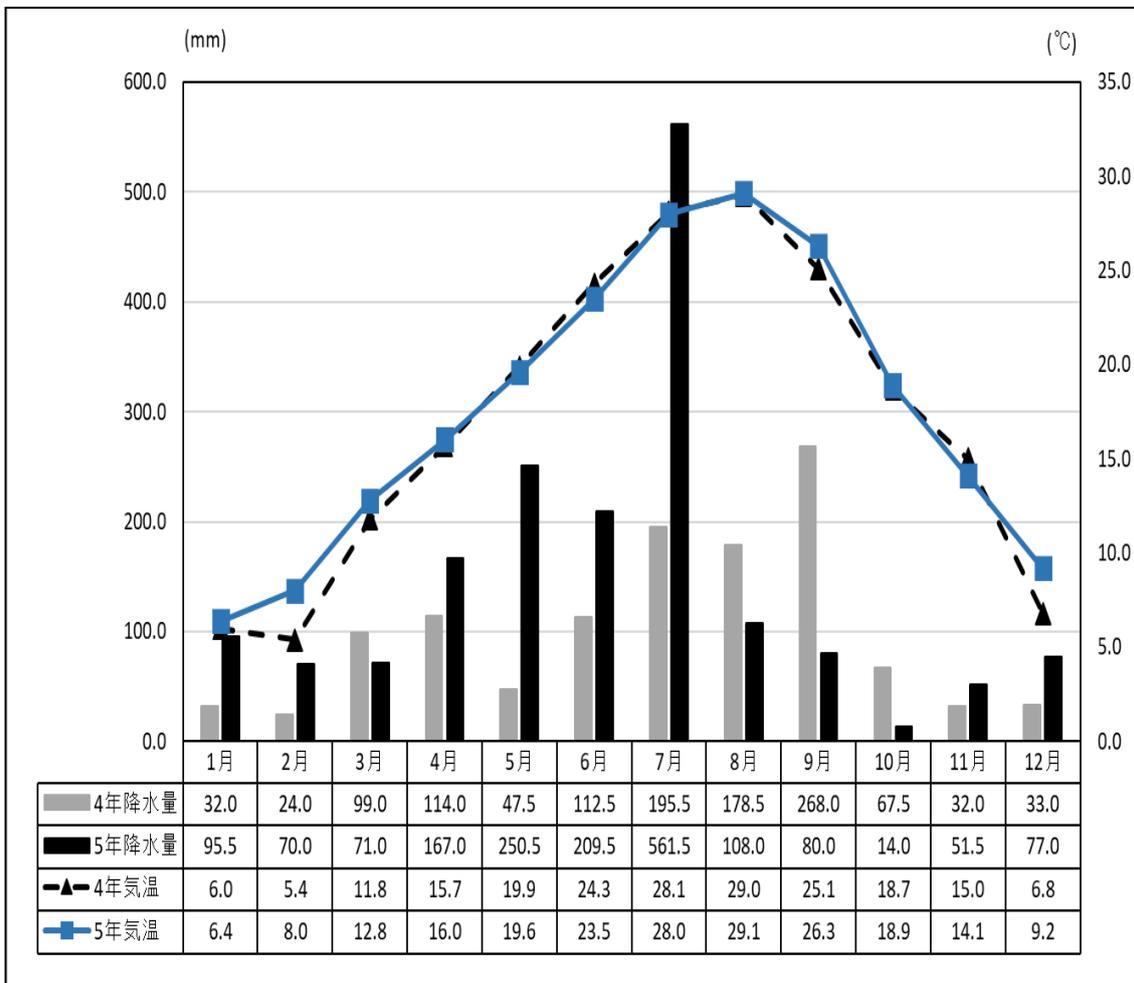
## 3 気候

本市は、日本海型気候区に属し、冬季は北西の季節風の影響で曇りや雨の日が多いのが特徴である。春季から秋季にかけては南よりの風が多く、夏季は晴天の日も多いが湿度が高く蒸し暑い。年間を通じて最も多い風向は南である。

年平均気温は約 17℃と比較的温暖である。年平均降水量は、約 1,700 mmであり、その内の約5分の2は梅雨期間である6月から7月の2か月に生じている。

関門海峡付近では、4月から6月にかけて霧の発生することが多い。(気候区分は『福岡の気象百年』による。)

〔 単位 降水量：mm  
気 温：℃ 〕



福岡管区気象台 八幡地域気象観測所

## 4 道路の位置等

本市には、国道（有料道路5を含む）・県道・市道（都市高速道路5を含む）を併せて20,625の道路があり、その内訳は国道14、県道49、市道20,562となっている。すべての道路の総延長は4,449kmである。（令和3年4月1日現在）



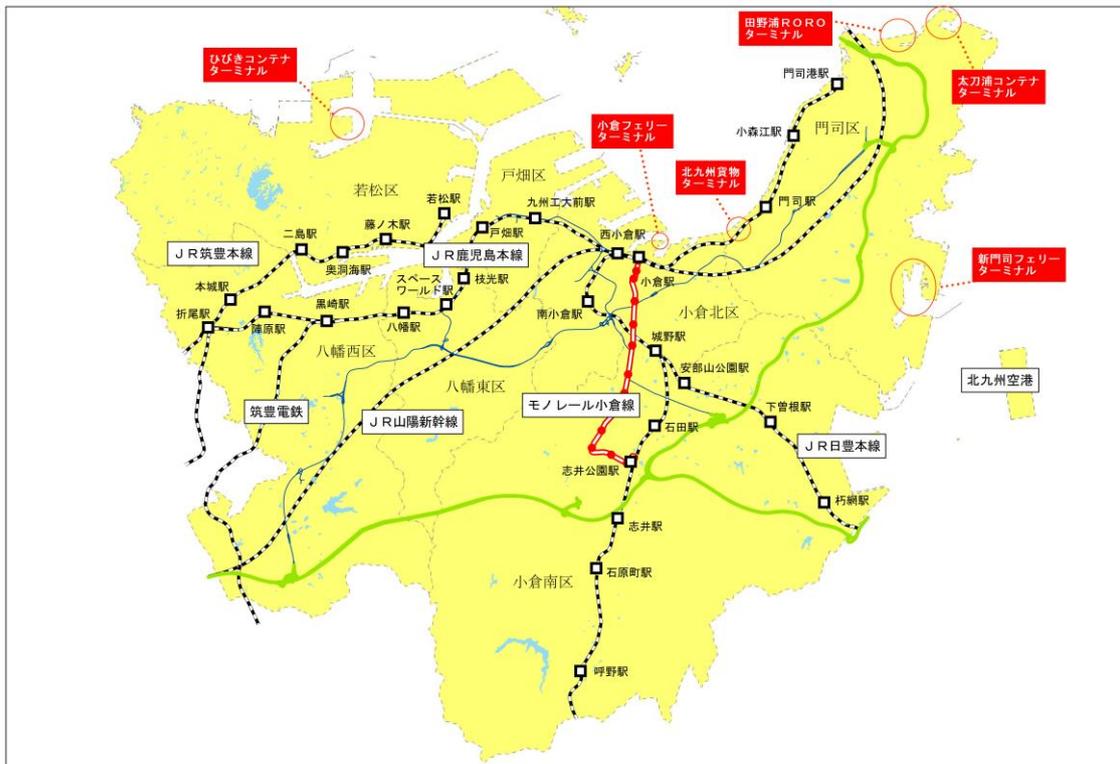
※主要地方道のうち小倉南区内の⑤34、⑥52は市道、その他は県道

## 5 鉄道、港湾、空港の位置等

鉄道は、JR九州が市内各地域を結ぶ広域ネットワークを形成し、軌道系の大量公共交通機関として、東部地区に北九州モノレール、西部地区に筑豊電鉄が運行されている。

北九州港は、小倉南区の井ノ浦から若松区八幡崎に至る臨海部に展開し、海岸線の延長は約170kmで、本市の海岸線の80%を占めている。北九州港の港湾区域は、周防灘、関門海峡、洞海湾、響灘の4つの海域にまたがっており、臨港地区は、港湾の多様な機能が展開される空間として約3,700haが指定されている。

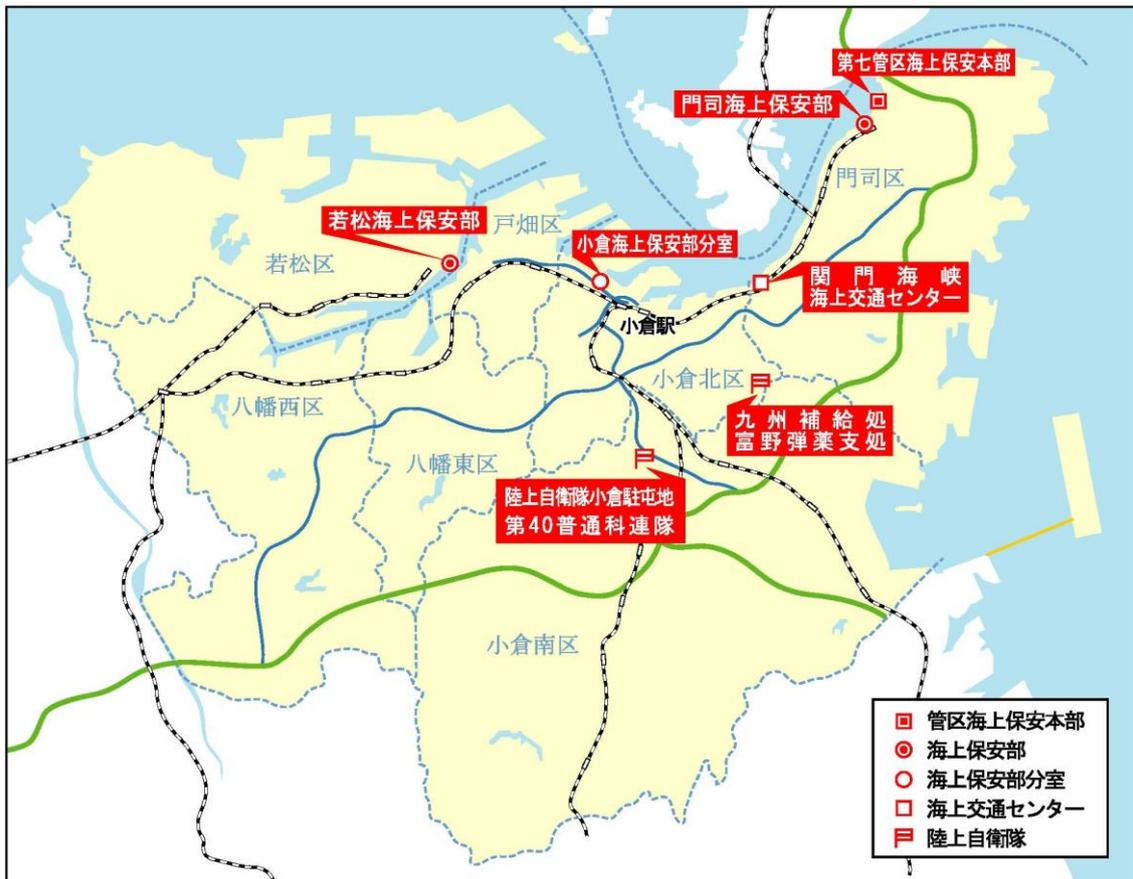
北九州空港は、都心から15km、陸域から約3kmの海上に、長さ4,125m、幅900m、総面積373haの人工島を造成し、国が建設した本格的な海上空港である。



## 6 自衛隊、海上保安庁の施設

本市には、小倉南区に陸上自衛隊第4師団第40普通科連隊を基幹とした部隊が小倉駐屯地及び富野分屯地に所在している。

また、門司区に第七管区海上保安本部及び門司海上保安部、若松区に若松海上保安部、戸畑区に小倉海上保安部分室、関門海峡海上交通センター、小倉北区に九州補給処富野弾薬支処、陸上自衛隊小倉駐屯地第40普通科連隊が所在している。



## 7 石油コンビナート等

本市は石油コンビナート等特別防災区域に、北九州地区、白島地区の2地区が指定されている。総面積は約23,01k㎡、17の特定事業所がある。石油の総貯蔵・取扱量は約64万klで高圧ガスの処理量は約4,356万Nm³である。(令和4年9月現在)

北九州地区は、既設の工業地帯に石油コンビナート等災害防止法を適用したことにより、関門海峡及び響灘に面した小倉北地区、戸畑地区及び若松地区、洞海湾に面した八幡地区の4地区に大別され、大部分が工業専用地域の指定をうけ、いずれも埋立造成地に立地している。

また、白島地区は、若松区の沖合8kmに位置する無人島(男島)東側に隣接する東西約1,000m、南北約2,000mの海域に設置されている。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下に掲げる4類型を対象として想定する。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

この類型ごとの、事態の特徴とそれについての留意点は以下のとおりである。

#### (1) 着上陸侵攻

##### ア 特徴

一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、国が我が国へ侵攻するおそれのある船舶、航空機の集結の状況、方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難の指示を行うことも予想される。

船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部一帯が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。

航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港周辺の地域が目標となる可能性が高い。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機などによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

侵攻に伴い、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

##### イ 留意点

人口の密集した地域が当初の侵攻目標となりやすい沿岸部にあり、地域の住民の避難に当たっては、混乱の防止に留意しつつ、先行的に避難させることが必要となる。

また、藍島、馬島の離島においては、離島住民等の避難についての備えが必要になる。

## (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

## ア 特徴

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、ゲリラや特殊部隊もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、港湾、空港、鉄道などの生活関連等施設、主要橋りょう、主要道路及びトンネル等の交通関連施設、大規模集客施設に加え自衛隊施設などに対する注意が必要である。

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、石油コンビナートなどが攻撃された場合には、爆発、石油類の流出等により被害の範囲が拡大するおそれがある。

## イ 留意点

危害が及ぶ範囲は限定されることから、危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、近隣市町村（消防機関を含む。）と県、県警察、海上保安部及び自衛隊が連携し、攻撃の態様に応じて、近隣の堅ろうな建築物等に退避させるなど一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難場所に移動させる等適切な対応を行う。

また、事態の状況により、市長の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

## (3) 弾道ミサイル攻撃

## ア 特徴

国が発射の兆候を事前に察知していた場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

## イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、近隣のコンク

リート造り等の堅ろうな建築物等への避難や、着弾した際は速やかな消火活動等により、損害の拡大を防止する必要がある。

#### (4) 航空攻撃

##### ア 特徴

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、国がその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、都市部が主要な目標となることも想定され、そうなれば大規模な被害が発生することとなる。

また、生活関連等施設や自衛隊施設が目標となることもあり得る。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

##### イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、努めて早い段階で地下駐車場や屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設における武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 緊急処理事態

緊急処理事態として、以下に掲げる事態を対象として想定する。

なお、これらの事態は、複合して起こることも考えられる。

### (1) 攻撃対象施設等による分類

#### ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### (ア) 事態例

- a 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- b 危険物積載船への攻撃
- c 放射性物質取扱施設等の破壊
- d ダムの破壊

##### (イ) 被害の概要

- a 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害  
爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- b 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害  
危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路

の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。

- c 放射性物質取扱施設等が攻撃を受けた場合の主な被害
  - (a) 放射性物質等が放出され、周辺住民が汚染され、又は被ばくする。
  - (b) 飲食物が汚染された場合、それを摂取した住民が汚染され、又は被ばくする。
- d ダムが破壊された場合の主な被害  
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(ウ) 留意点

石油コンビナート等で事態が発生した場合は、被害が広範囲に渡って拡大することも想定した退避等が必要となる。

攻撃により拡散等をした危険物の種類により、二次被害の防止を図るなど多様な対応が必要となる。

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a 大規模集客施設、ターミナル駅及び旅客ターミナル等の爆破
- b 列車等の爆破

(イ) 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅及び旅客ターミナル等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(ウ) 留意点

短時間に多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

(ア) 事態例

- a ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散
- b 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- c 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- d 水源地に対する毒素等の混入

(イ) 被害の概要

- a 放射性物質等
  - (a) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

- (b) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- (c) 小型核爆弾の特徴については、基本指針に示されている核兵器の特徴と同様である。
- b 生物剤（毒素を含む。）による攻撃
  - (a) 生物剤の特徴については、基本指針に示されている生物兵器の特徴と同様である。
  - (b) 毒素の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と類似している。
- c 化学剤による攻撃
  - 化学剤の特徴については、基本指針に示されている化学兵器の特徴と同様である。

(ウ) 留意点

二次災害の発生を防止するため立ち入り禁止区域の設定を迅速に行うとともに、防護服等を有する関係機関による迅速な救出と併せて特殊な被災状態に対応できる医療体制を確立する必要がある。

核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗組員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

事態発生後、速やかに自衛隊への協力要請を検討する必要がある。

原因物質を特定するための関係機関の連携体制を確立する必要がある。

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

(ア) 事態例

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 被害の概要

- a 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。
- b 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- c 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(ウ) 留意点

多数の被災者が発生するため、関係機関による迅速な救出・医療体制を確立する必要がある。